

## 接続供給料金の引き下げについて

平成19年3月13日  
北陸電力株式会社

電源開発促進税法<sup>\*1</sup>の規定に基づき、電源開発促進税率(現行1キロワット時あたり40銭)が平成19年4月1日から37銭5厘に変更されます。

これに伴い、当社は、託送供給約款における接続供給<sup>\*2</sup>料金を引下げることとし、経済産業大臣に対し託送供給の特例承認<sup>\*3</sup>を申請しておりましたが、下記のとおり、本日承認を受けましたのでお知らせいたします。

### 記

#### ・接続供給料金の変更内容

接続送電サービス料金の電力量料金を次のとおり引下げいたします。

(1キロワット時あたり)

			今回承認 (消費税等相当額を含む)	現行 (消費税等相当額を含む)
標準接続 送電サービス	高 圧		2 円 3 4 銭	2 円 3 7 銭
	特別高圧		1 円 2 2 銭	1 円 2 5 銭
時間帯別接続 送電サービス	高 圧	昼間	2 円 6 1 銭	2 円 6 4 銭
		夜間	2 円 0 1 銭	2 円 0 4 銭
	特別高圧	昼間	1 円 3 4 銭	1 円 3 7 銭
		夜間	1 円 0 8 銭	1 円 1 1 銭

#### ・実施日

平成19年4月1日

以 上

#### \* 1 電源開発促進税

原子力発電施設、水力発電施設、地熱発電施設等の設置の促進及び運転の円滑化を図る等のための財政上の措置並びにこれらの発電施設の利用の促進及び安全の確保並びにこれらの発電施設による電気の供給の円滑化を図る等のための措置に要する費用に充てるため、一般電気事業者の販売電力量や接続供給電力量などに対して課税されるもの。

#### \* 2 接続供給

当社(一般電気事業者)が、特定規模電気事業<sup>注</sup>を営む他の者(特定規模電気事業者または他の一般電気事業者)から一旦電気を受電し、送配電ネットワークを介して、同時に当社供給区域内の別の場所において、当該他の者に電気の供給を行うもの。

<sup>注</sup>特別高圧または高圧で受電し、契約電力が原則50キロワット以上の需要に、一般電気事業者の送配電ネットワークを介して電気の供給を行う事業。

#### \* 3 託送供給の特例承認

電気事業法第24条の3第2項ただし書の規定に基づき、特別の事情がある場合、経済産業大臣の承認を受けて、託送供給約款以外の供給条件により託送供給を行うこと。